

障害者施策の推進に関する取組について

本市では令和3年3月に障害福祉施策に関する基本的な計画として、令和3年度から令和8年度までの6か年を対象とする第5次呉市障害者基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定し、基本計画の目標として「障害のある、ないにかかわらずみんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現」を掲げました。

この目標を達成するため「共に支え合い参加する社会づくり」を基本方針の一つとし、差別のない共生社会の実現に向けて手話言語、情報コミュニケーション及び障害者差別解消の推進（以下「障害者施策の推進」といいます。）に取り組むこととしています。

こうした取組の一つである、障害者施策の推進に関する条例の制定について、制定に向けた課題等の整理・検討を行いました。

1 障害者施策の推進に関する国の動向

平成18年12月に国際連合総会において、「手話は言語」であることが明記された、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）が採択されました。日本政府は同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、「手話は言語」として位置付けられ、平成26年2月に同条約は我が国について効力を発生しました。

また、令和3年6月4日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）の一部改正がされ、この改正において、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講じることとされました。

○障害者の権利に関する条約

第2条：「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

○障害者基本法

第3条第3項：全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

2 地方公共団体における障害者施策の推進に関する条例の制定状況

障害者施策の推進に関する条例に位置付けられる、「手話言語条例」「情報コミュニケーション条例」「障害者差別解消条例」のいずれかを制定した団体数は、平成30年度から令和2年度の間、手話言語条例が181団体から409団体と2.3倍、情報コミュニケーション条例が28団体から88団体と3.1倍、障害者差別解消条例が60団体から111団体と1.9倍、といずれも増加しています。

また、令和3年3月末時点において「手話言語条例」又は「情報コミュニケーション条例」を制定している中核市は、62市のうち31市で、半数の中核市が制定している状況となっています。

(1) 団体別条例制定状況

(令和3年3月末時点)

区分	手話言語条例		情報コミュニケーション条例		障害者差別解消条例	
都道府県(47)	31(5)	鳥取, 山口	8(5)	鳥取	36	鳥取
市区町村(1,741)	378(56)		80(56)		75	
中核市(62)	28(4)	福山, 下関	7(4)		9	松江
県内(23)	4(1)	福山, 東広島, 廿日市, 熊野	2(1)	東広島, 廿日市	1	広島
合計	409(61)		88(61)		111	

(2) 年度別条例制定状況

年度	手話言語条例		情報コミュニケーション条例		障害者差別解消条例	
～平成29年度	181(19)	福山	28(19)		60	
平成30年度	94(13)	東広島, 廿日市	17(13)	東広島, 廿日市	25	
令和元年度	76(17)	熊野	25(17)		16	広島
令和2年度	58(12)		18(12)		10	
合計	409(61)		88(61)		111	

(注) 1 表(1)(2)中の()内の数値は、情報コミュニケーション条例及び手話言語条例の両方の内容を含む条例の制定団体数

2 表(1)(2)中の手話言語条例及び情報コミュニケーション条例の制定団体数は、全日本ろうあ連盟調べ

3 表(1)(2)中の障害者差別解消条例の制定団体数は、一般財団法人地方自治研究機構調べ

4 表(1)中の団体名は、中国地方(県内区分については広島県内)の制定団体名

5 表(2)中の団体名は、広島県内の制定団体名

3 呉市議会民生委員会の所管事務調査における提言

令和元年6月から令和2年8月まで「障害者の自立支援について」をテーマとして行われた民生委員会の所管事務調査において、障害者自立支援条例の制定について前向きに検討するよう提言をいただいています。

「障害者の自立支援について」の提言・まとめ（令和2年9月定例会報告）

(3) 障害者自立支援条例の制定

- ③ 障害者差別解消法，障害者優先調達推進法，並びに情報の保障とコミュニケーションの多様化を推進する条例等，関係法令の精神を盛り込んだ条例の制定について，前向きに検討すること。
- ④ 条例の制定に当たっては，当事者団体等の意見をよく聞き，実効性の高いものとする。

4 当事者団体からの要望・意見

(1) 障害者施策の推進に関する条例の制定に関する要望

障害者施策の推進について，令和2年1月に広島県難聴者・中途失聴者団体連合会呉支部から「障がいの特性に応じたコミュニケーション条例に関する要望」が提出され，この中で，「難聴者・中途失聴者は手話の取得が難しい現状があり，要約筆記，手話，点字，音訳など，障がい者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例を制定すること」が要望されています。

また，令和2年5月には，呉ろうあ協会から出された「新型コロナウイルス感染症におけるろう者への対応について」の中で，「各市町村で手話を言語として認め，ろう者が社会的に認められて生きることを目指す手話言語条例が制定されている。呉市においても，手話言語条例の制定を目指し，呉ろうあ協会と話し合いの場を作ること」との要望がされています。

(2) 意見交換会の実施

障害を持つ当事者の方から，コミュニケーションに難しさを抱える障害者の現状や課題，今後の取組などについて，幅広い意見を聴くため，関係団体，学生，市民などを交えての意見交換会を実施しました。

意見交換会では，「手話言語」と「情報コミュニケーション」についての説明と市民アンケート調査の結果について報告した後，参加者に，「手話言語」と「情報コミュニケーション」を呉のまちで推進していくためには何が必要か，どんなことをすれば良いのかということについて，いくつかのテーマに沿って話し合いました。

ア 意見交換会の概要

実施日：令和3年10月5日（火）18時～20時

参加者：当事者4名，当事者の家族1名，関係団体6名，学生2名，市民2名 計15名

イ 意見交換会で出された主な意見（抜粋）

テーマ	主な意見
1 日常の中にある困りごと	偏見の目で見られる。
	バス乗車時，目の前の座っている人に「そんな物（白杖）を持って立たれたら気分が悪い」と言われ悲しかった。
	筆談で書かれていることが分からない。
	コロナの流行でマスクをしているので，口元が見えず，言っていることが分からない。
	テレビで緊急速報があった時，音がするので何かがあったことは分かるが，内容が分からない。
	障害がある人，聞こえない人ということが分からないことがある。
ろう者と話すとき，話すことば通りに手話表現をしたが，話の内容が伝わらなかった。	
2 こんな呉市になるといいな	障害のあるにかかわらず，みんなが自然に生活できる呉市
	福祉を前面に出したまち，呉市
	優しい暮らしやすい呉市，人の温かさを感じる呉市になってほしい。
	大学生とボランティア団体がつながればお互い良いのではないか。それが良い呉市につながる。
	『共生社会』という言葉がこれからの呉市にふさわしい言葉
3 行政・市民ができること	障害のある人と触れ合える場，優しい気持ちで触れ合える場を作ってほしい。
	市の行事には，聴覚障害者，難聴者がいる，いないにかかわらず，手話通訳や要約筆記をつけてほしい。
	サポートする人はボランティアが当然ではなく，サポートする人への支援・補償をもっとしっかりすればいい。
	相互理解のためには，広く市民が知る機会を行政が意図的に企画していく必要がある。
	市民の意見を聞き，それを具体的な施策などにつなげてほしい。
	まずは知ること。知ったらその障害特性などに合わせて何かができるようになるはず。 大きなことはできないが，今後も自分ができることをやっていきたい。

5 市民アンケート調査について

(1) 調査目的等

ア 調査目的

「手話言語」「情報コミュニケーション」の推進に関する基礎資料とすることを目的として実施しました。

イ 調査内容

「手話」「手話言語条例」「情報コミュニケーション条例」に対する市民の認知度・認識度についてなど

ウ 調査対象・方法

住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方を対象に実施しました。調査方法は、郵送配布、郵送回収です。

エ 調査期間

令和3年9月10日（金）～9月21日（火）

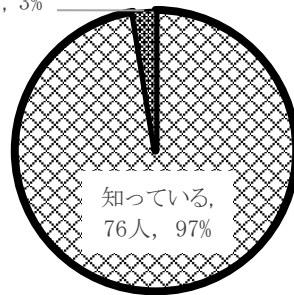
オ 対象数・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
200件	78件	39.0%

(2) 調査結果（抜粋）

ア あなたは手話というものがあることを知っていますか。

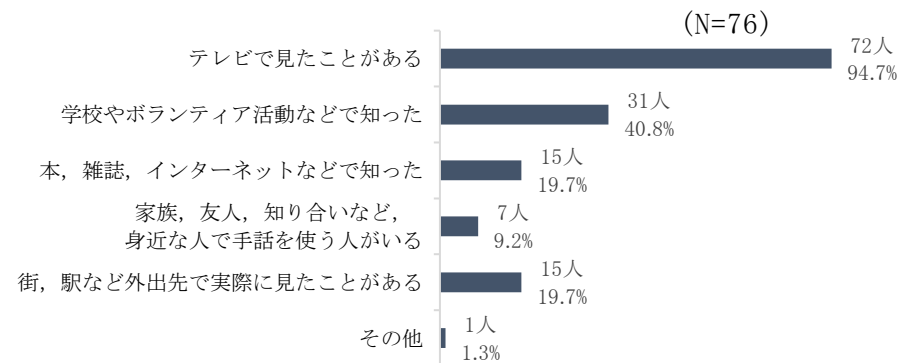
無回答, 2人, 3% (N=78)



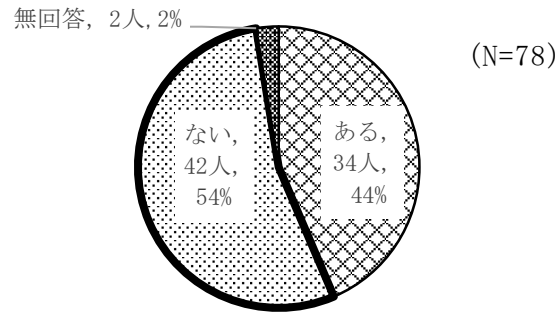
(Nは有効回答者数, 以下同じ)

イ アで知っていると答えた方にお聞きします。

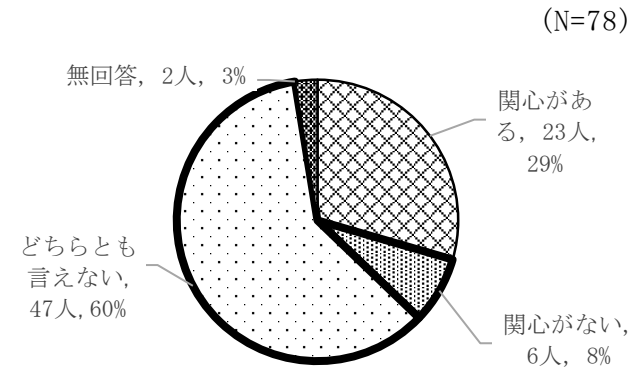
手話をどのようにして知りましたか。(複数回答可)



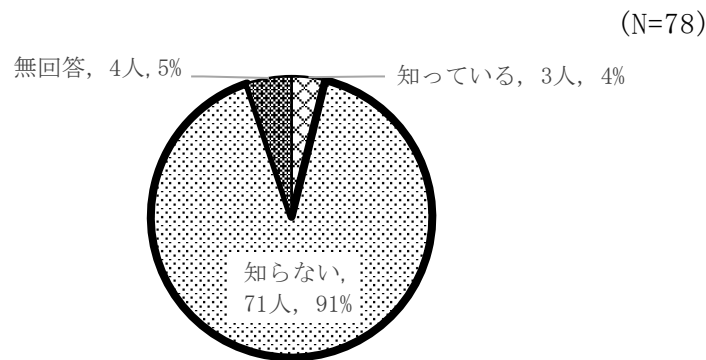
ウ あなたは、これまでに手話にふれたことがありますか。
 (手話にふれるとは、手話を使う人に会ったり、手話を見たり、体験したり、学んだりすることです。)



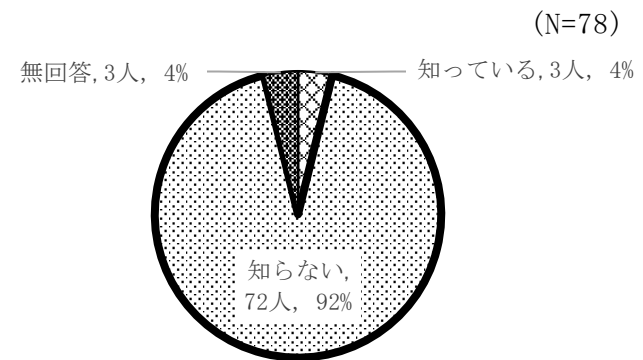
エ あなたは手話への関心がありますか。



オ 「手話言語条例」は、聞こえない人が使う言語としての手話への理解及び手話の普及に関して定めるなど、聞こえない人の言語権の獲得を目指すものです。あなたは、「手話言語条例」というものがあることを知っていますか。



カ 「情報コミュニケーション条例」は、コミュニケーション手段のひとつとしての手話について規定し、手話を含んだ様々なコミュニケーションを支援するものです。あなたは、「情報コミュニケーション条例」というものがあることを知っていますか。



6 今後の条例制定に向けた取組について

(1) 取組の方向性

当事者団体から要望があり、他市等においても制定が進んでいる「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定の取組を進めていくこととします。また、取組を進めるに当たって、民生委員会の所管事務調査で、「当事者団体等の意見をよく聞き」と提言されたことを踏まえ、現状や課題、条例の内容、今後の取組などについて、当事者や関係団体等との意見交換のほか、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を反映させるとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設置されている呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会において審議を行っていただくこととします。

なお、「障害者差別解消」については、本年6月の障害者差別解消法改正を受けて、差別の定義に係る基本的な考え方や、障害のある女性等への複合的な差別の解消などが、障害者政策委員会（内閣府）での今後1年程度の議論を経て見直される基本方針に明記されることが検討されており、その結果を踏まえ、次年度以降に取り組むこととします。

(2) 条例の目的・内容

ア 手話言語条例

- (ア) 手話は、音声や文字の日本語とは異なる言語であり、手の形、位置、動きに加え、表情や強弱などを用いて視覚的に表現し、伝え合う独自の文法体系を持った言語である。
- (イ) 手話は、長年にわたり言語として社会的に認知されてこなかった背景があり、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたが、いまだに広く市民に認識されているとはいえず、様々な意思疎通の場面で支障が生じている。
- (ウ) 手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び手話言語が使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定める。
- (エ) 市、市民及び事業者の責務及び役割を明確にし、総合的かつ計画的に施策を推進する。

イ 情報コミュニケーション条例

- (ア) 障害者がある特性に応じた情報を取得し、必要なコミュニケーション手段（点字、代筆、文字の拡大機器など）を選択できる環境の整備に関し、基本理念を定める。
- (イ) 市、市民及び事業者の責務及び役割を明確にし、総合的かつ計画的に施策を推進する。

7 今後のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議会 (民生委員会)			● 行政報告 ・条例制定について (方針, 概要等)			● 行政報告 ・条例素案 ・パブコメ実施				● 6月定例会 ・議案提出	
手話言語条例及び情報 コミュニケーション条例		→ 主な意見・ アンケート分析 → 条例制定の方針作成	→ 条例素案の作成					→ パブリックコメント	→ 最終案の作成		
障害者差別解消条例											→ 国の基本方針を 踏まえ取り組む
当事者団体等 (意見交換会) (アンケート)	→ 当事者・関係団体 等との意見交換会 → アンケート調査	→ 当事者・関係団体 等との意見交換会		→ 当事者・関係団体 等との意見交換会							
保健福祉審議会 (障害者福祉専門分科会)			■ 条例制定の方針審議		■ 条例素案審議			■ 条例最終案審議			